

第43回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成24年6月30日（土）

13：30～16：10

場所：アラスカ会館 3階 エメラルド

司会：先に本日の資料の確認ということでお願いいたします。

本日の資料ですが、事前に送付させていただいたものとして資料1、資料3、資料4、資料7でございます。また本日お配りした資料としては次第、出席者名簿、席図、資料番号のあるものとして資料2-1、2-2、2-3、資料5、資料6でございます。

不足などございませんでしょうか。

それから本日の委員の出欠の関係ですが、都合によりまして西垣委員が欠席されております。

それではただ今から第43回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

開会にあたりまして林部長から御挨拶申し上げます。

林部長：青森県の環境生活部長の林でございます。まずもって委員の皆様方には大変お忙しい中、今日は御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本日の協議会でございますが、前回の協議会に引き続きまして改正後の産廃特措法を踏まえまして変更することとなります実施計画について御協議をいただくこととしております。産廃特措法の改正についてでございますけれども、国会に提出された後、なかなか審議が進まずやきもきしていたところでございますが、先般、6月20日に参議院の方で可決をいたしました。そして現在、衆議院の方で審議中となっておりまして、まもなく可決成立する予定であると聞いているところでございます。

この法律の成立後でございますが、国から基本方針が示されることとなりますので、この基本方針に基づきまして変更実施計画の（案）を確定いたしまして、その後、田子町の皆様から意見聴取などを行った上で環境大臣の方に協議する運びとしたいと考えてございます。

本日は、まず、前回の協議会で皆様方から出されました御意見等に関しまして整理した内容について御了解をいただいた上で、これらを踏まえて策定した変更実施計画の（素案）について御協議をいただき、計画（案）として固めて

まいりたいと考えてございます。

なお、先ほども申しましたように、現時点におきましてはまだ法律の改正が成立しておりません。このため、その後の国の基本方針も示されていないという状況でございますので、後日、基本方針が示された時点で必要な調整を加えるということで今後の手続きを進めてまいりたいと考えております。この点、お含み置きをお願いしたいと考えてございます。

今回、御協議いただきます変更実施計画は、今後の支障除去等事業の完了までの重要な計画となるところでございますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして御挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

司会 : それでは議事に移らせていただきます。以後、議事進行につきましては協議会設置要領第4項の規定により会長が行うこととなっております。

古市会長におかれましては議長席にお移りをお願いします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。お暑うございますという挨拶が出そうな陽気でございます。

先ほど部長からお話ございましたように、特措法の改正の法律がまだ通っておりません。ということで、基本方針がこういう形であろうというものが多分想定されますので、そういう前提の下でこの議論を進めるということを今、部長の方からお話をさせていただきました。

これはやきもきしていても仕方ございませんので、むしろ、我々にこういうことをしっかり議論するチャンスが与えられたんだというふうに解釈をして、前回、いろいろ委員の皆様方から御質問をいただきました。そういうものも踏まえまして変更実施計画（案）を検討をしてみたいと思っております。

その関係で、普通、2時間ということですが、今日は16時まで、2時間半となっておりますので、もう遠慮なく、ゆっくり御意見を頂戴できたらと思っておりますので、委員の先生方にはよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは座って進めさせていただきます。

司会 : ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に本日の協議会の開催、それから協議事項に関して改めて事務局から事情説明等お願いがございます。

北沢室長 : どうも、北沢でございます。いつもお世話になっております。

私の方から、部長の挨拶、それから古市会長の挨拶にもございましたが、今日の会議の進め方について一言御説明させていただきます。

前回の協議会において実施計画（案）を当協議会で御協議いただく時期について御説明を申し上げました際に、この案については特措法の延長が可決されて国の基本方針が示された後、それを踏まえて作成をするということで、法改正が遅れば協議会の開催もこれに合わせて延期するかもしれないということでお知らせをしてきたところございました。この改正法案の審議状況につきましては、ただ今触れましたとおり、まだ衆議院で止まっておりまして、基本方針自体の中味が示されるのもかなり遅れそうだというような情報も国の方からございます。一方で、基本方針が示された後のスケジュールということを考えますと、町からの意見聴取ですとか環境審議会等の手続きもございまして、非常にタイトなものになっております。

このような状況を勘案いたしまして、本日の協議会では国の基本方針に大きな変更がないということを前提といたしまして計画（案）について御審議をいただくということといたしまして、後日、国から基本方針が示された時点でその内容に応じて所要の調整を加えて速やかに変更計画（案）を確定させ、そして町からの意見聴取等に必要な時間をできるだけ確保できる対応をしてみたいと考えております。

どうか、御事情を御賢察の上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

司会： それから、事務局からもう1点、本日の議事進行について予めお知らせいたします。

協議会の議事進行につきましては、通常、報告事項、それから次に協議事項という順に進めているところですが、本日は協議事項である変更実施計画（案）についてただ今、説明した事情等と併せて十分時間を割いて協議をいただきたいということで、次第にもございますように、最初に協議事項、次に報告事項という形で進めさせていただきます。

それでは、会長には以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

古市会長： はい、分かりました。今、司会の方から御案内があったと思うんですけども、今日は協議事項、報告事項ということで、先ほども申し上げましたけれども変更実施計画（案）をしっかりと議論しましょうということになってございます。

ただ、今日、協議していただいた内容につきまして基本方針と大きく異なるようなことがある可能性もございますので、その折は何らかの対策として、軽

微なものでありましたら、私、会長に御一任いただきたいと思うのですが、やはり皆様と御一緒に審議をさせていただいた方がいいような場合は、次回が9月29日になってございますので、その辺の調整というものがもしかしたら生じるかも分かりませんと私は思っております。ですから、その辺のところ、ちょっと流動的でありますよということをお含みいただいて、今日は先ほども部長、室長から前提としてやって下さいということですので、その前提でしっかり議論をしてみたいと思いますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議事項の(1)、前回の協議会において沢山御質問、また、その後も御質問をいただきましたものですから、その内容について事務局から少し説明をしていただいて、皆様の御意見もお聞きしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは資料1に基づきまして事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：環境再生計画担当の佐々木です。失礼ですが、座ったままで説明させていただくことをお許し下さい。

前回の協議会で各委員から御意見、御質問を沢山いただきました。そして協議会の後にもいただいております。それらをまとめまして、県の考え方を添えました。事前に委員の皆様にはお送りしております。県の考え方については概ねの御了解はいただけたものと考えておりますが、御意見、御質問の種類ごとにこの場で簡単に御説明いたします。

それでは、まず1ページ目です。1ページ目は実施計画への記載の仕方などについて御意見をまとめております。

まず、岩手県側現場からの地下水の流入に関して、計画に明記すべきとの御意見につきましては、後ほど御協議をいただく計画(案)にこの地下水流入を遮断することが本県計画の前提である旨、しっかり明記いたしております。そして水処理施設の処理工程や汚染水の浄化方法についても中間評価をして見直すということを明記しております。

続きまして2ページ目を御覧下さい。こちらの方は県境の矢板の問題とか、あるいはその他、地下水の浄化の関係とか、県境部の問題をはじめとして岩手県との連携のお話をまとめております。1,4-ジオキサンの対策につきましては両県の現場に共通する課題ですので、これはもちろんのこと、いただいた御意見のように岩手県とは情報交換や協議などを適宜行い、協力態勢を築ければ現場の支障除去等事業にとってプラスになるものと考えています。

続きまして3ページ目を御覧下さい。こちらの方、3ページから7ページまで続いておりますが、水処理や浄化方法の技術的な事項についての御意見や御質問をまとめております。実は協議会の終了後に、今日は御欠席ですが西垣委

員から沢山御意見や御提案をいただいております。現在、廃棄物の撤去に伴いまして現場の中央部のモニタリング井戸というのが無くなっている状況です。このため、地下水に関するデータというのはまだ少ない中で、そのデータを基に現場の地下水の状況を想定して基本的な浄化方法を計画しています。そのような状況の中での数値設定でありまして、今後、現場の地下水の調査を行ってデータを積み重ねていって、より正確な数値となっていくものと考えています。まずは県の計画のように揚水による浄化で開始しまして、浄化を開始していく中で収集したデータにより中間評価を行って浄化方法の検討を行うなど、専門家の委員の方々の御意見を得ながら進めていくことで、西垣委員をはじめとする専門家の委員の方々から御了解をいただいております。

それでは8ページ目を御覧下さい。こちらの方には支障除去等事業が終わった後の現場の環境再生に関連した御意見をまとめております。3つとも西垣先生からの御意見でしたが、西垣先生からは県の考え方で御了解をいただいております。環境再生のうち樹木とか、あるいは森林域整備計画の策定など、自然環境に関することはやはりいただいた御意見のように専門家の方々の御協力を得ながら進めていくことが必要だと考えております。

最後に9ページ目になります。こちらの方は種類分けできなかったものをその他としてまとめておりますが、澤口委員からいただいた水処理の状況の話につきましても、撤去状況と同じように住民の皆様にお知らせをしていく必要は当然あると考えておりますので、いただいた御意見を基にして進めてまいります。

以上、簡単でしたが、前回の協議会で委員の皆様からいただいた御意見と県の考え方についての説明でした。

古市会長： ありがとうございます。西垣先生から沢山御質問なりアドバイスをいただいたんですけども、この御回答、県の考え方についてはもうお知らせをして、ある程度了解をいただいているということですね。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 他の委員の御質問に対しても、これ、ある程度は了解をいただいているのですか。

事務局： 事前に実はお送りしてありまして、また御説明が必要なことがありましたら御連絡をいただくなり、あるいはこの場でと考えておりました。

古市会長： お送りをして、「いいですよ」とおっしゃったわけではないんですね。事前にお送りをして読んでいただいているということと、この回答について「分かりました」という話は別ですよ。

事務局： 御質問をいただいた委員の方からは御了解はいただいております。

古市会長： 了解をいただいたということですね、はい、分かりました。

じゃあ、他の委員の方々、いかがでしょうか。ちょっと非常に要点のみをシンプルに御説明をいただいたので、皆さん、事前に見ていただいているとは思いますが、

澤口さん、お願いします。

澤口委員： 西垣先生のところで、8ページの1番ですか、遮水壁のところについての関係が、「むしろ、周辺の土地と一体化して残すことが適当」と書いてあるんですけども、この辺、もう少し具体的に説明をしていただけますか。

古市会長： お願いします。

事務局： 遮水壁ですが、御存知のように地中 20m くらい、地下の岩盤のところまで打設しております。これを実際撤去するとなると、現場をほとんど階段状に、撤去の最中の工事で土砂崩れとかそういうのが起きないように、ある程度の角度、緩い傾斜を保ちながら工事をしていく必要もありますし、果たしてそこまで、そうしますと現場全体がほとんど階段状の人工的な跡地になりまして、果たしてこれが現場を自然に戻すという意味で、自然環境に戻すという意味で適当なのかということを考えております。

実際、ここは現場ではなくて外からきれいな土を持ち込みましてセメントと混ぜ込んで遮水壁を打設しておりますし、あと、西垣先生が御心配されるような地下水の問題につきましても、最終的に現場内の浄化が終わりましたら最下部の遮水壁については撤去しますので、そのところから地下水が自然に流れるような形にしますので、撤去することのリスクとか、あとのデメリットよりは、残して置いて一体化の方がよりメリットがあると考えております。

澤口委員： 分かりました。もちろん地下部分があるのでしょうけれども上の部分もありますよね、当然、少しは。全く無いんですか、そこはもう。

事務局： もうほとんど地面と面一の状態で、見た感じでは分かりません。

古市会長： よろしいですか。この辺、下流側の方は青森県でされたもので、それなりの重度を持って議論をできるんでしょうけれど、県境部分の遮水壁、鋼矢板の部分は協議事項で将来にまた議論をしていかないといけないような気がするんですけども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

事務局： 県境部の岩手県で打設しました矢板につきましては、これは岩手県側から本県側に地下水が流入しているという事実がございますので、簡単に撤去というわけにはいかないと考えております。当然、もし抜くとしても岩手県側の浄化が終わってから、あるいは、その後、青森県側の浄化も終わった後でないと多分引き抜くことは難しいかと考えておまして、そこについては岩手県の協議会の中でもいろいろと議論されているようです。

ですので、最終的にはうちの方と岩手県とで相談をしながら決めていくことになると思いますが、今すぐという感じで抜くことにはならないと思います。現場の最終的な完了の頃に抜くことになるかとは考えております。

古市会長： 分かりました。

他にいかがでしょうか。何か御質問は。順番どおりでなくても結構です、どこからでも。今日は十分お時間をいただいておりますので御遠慮なく。

宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 岩手県とのすり合わせの部分が書いてございますけれども、具体的には青森県は青森県で協議会をやっているし、岩手県は岩手県で協議会をやっているのですが、どういう場所ですり合わせをしていくのか教えていただけますか。

古市会長： どういう形態でということですね。いかがでしょう。

事務局： 現在、岩手県とは現場の事務所で月1回、定期的に打合せを行っております。例えば、県境部の矢板の両側で廃棄物を撤去する場合も、片一方だけ掘り下げますと土圧で矢板が傾くということがありますので、当然、両側均等に撤去をすとか、あるいは撤去した後の土を戻すのも両側均等にとか、そういった綿密な打合せを行いながら行う必要がありますので、月1回の定期的な協議を行っています。その他、大事な問題につきましては当然両県できちんと相談をして、相談した内容を多分岩手県も向こうの協議会でお諮りをして、うちもこちらの協議会でお諮りをして、それぞれ皆さんの了承をいただけましたら進めていくということになるかと思っております。

宇藤委員： 1つ、よろしいですか。そのすり合わせの時に、どうしても一致できない部分が出てくる、今までもそのように感じていましたが、なかなか一致できない部分が出てくると思うのですが。そういう時はどのようにされますか。

北沢室長： 県境部の岩手県からの水の流入、地下水の流入につきましては、なかなか協議がスムーズにいかなかったと、過去にそういう経緯もございます。過去には環境省の方に間に入っていて、環境省の方針を踏まえて、両県こういう形で進んできたという経緯もございますので、できればそれは環境省の出るまでもなく両県で協議しすり合わせできればいいわけですので、そういう形で進めたい、粘り強く交渉を進めたいと考えていますが、これまでの経緯もございますので、もし難航するようであれば、また環境省さんの方にも入っていて、場合によってはそういう形で進めていくということも考えてございます。

古市会長： 今の御質問は、段階、段階での協議があると思うんですね。ですから、基本方針が出て実施計画を作るにあたって、実施計画を提出する前の協議の内容のレベルと、それは出して環境省で認められて粛々とやっていく後でいろんな問題ということに、実施内容についてどこか新たな問題とかについてお話をすることでは、2つの段階はかなり内容が違うと思うし重みも違うと思うんですね。その辺はどうお考えですかね。

北沢室長： 我々としては、まずは県の段階でこの計画を国に協議する前にできるだけ決着を付け整理をした上で国に上げたいと考えております。その話し合いにも同じ県の中でもレベルがあると思いますが、今は担当の段階でやり取りをしている状況でございますが、協議会の中で今の計画、今回の協議である程度オーソライズしていただければ、そういう内容でもって正式にもうちょっと上のレベルで協議をして進めてまいりたい。その中でできれば決着を図りたいと考えています。

古市会長： 多分ね、影響とか効果を考えたら、実施計画を出す前に協議をして合意を得ておく方が重要だと思うんですね。ですから今の段階が一番大事ではないかなという気がしますので、頑張って協力関係を築いてやって下さい。

他にいかがでしょうか。

榎本さん、2ページのところで、地下水の全体的な流れ、きちんと流れを把握できるかとかいう感じなんですけれども、これは了解されていますか？ どういう懸念で、どうだったらいいというのをもう少し詳しくお話いただけませんか。

榎本委員： 実は、今の話にもちょっと関連すると思うのですが、矢板にしても何にしても、地表は県境があるんですけども地下の段階でいくと水の流れは高い方から低い方に流れているのですが、やはり実際の動きが県境部で議論できないことがあるだろうと思っています。その時、先生がおっしゃったみたいに事前にいろんな話をしながら、それで岩手県側もどのような形でこれに対応しようとしているのですかというのを事前に話し合っておかないといけないというのと、あと後段で質問をしようと思っていたのですが、岩手県の実施計画の変更がどのくらいの時点でどのくらい変更をするのか。いわゆる青森県と岩手県と合っているかどうかというのが気になっています。

だから、土の中の話ですから、これはお互い行政の範囲でやむを得ないと思うのですが。私みたいに下の方で水を見ていると、その辺がちょっと心配だなというところがあります。

古市会長： それはあくまでも地下水の流れについてだけのお話ですか。変更事項は多分それ以外に質の問題とか、いろいろあると思うんですけどもね。

その辺はいかがですかね、青森県の見解としては、上流側からはもう地下水が流入しないようにしようというのが大前提でございますよね。そうなるようにこちらを書くでしょうし、向こうも書いていただきたいというのは、前回そういうお考えを述べたものがございましたよね。これは変わっていませんよね。

他にいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員： 今のことに関連して、直接この委員の意見及び県の考え方に関係ないかもしれませんが、今、岩手県との関係はすごく大きいと思うんですよね。今までの経緯を見ても、何となく協力的にやれるところと、やっぱりどうしても最後のところは意見がくい違ったりする場面もあると思うんですよね。やっぱり、この協議会から、例えばそういった岩手県に「最低でもこういうことは今回の修正の実施計画に書いて下さい」というような正式な要請と言いますかね、文章に載せたとか、そのくらいのところまで少し考えて交渉をされると言いますか、まあ最終手段かも分かりませんが、その前にちゃんと事なきようにやるのが一番いいとは思いますが、

今日の会議でも、後から県境部の地下水の調査のデータが出ますけれども、そういったものを踏まえて、やっぱり汚染拡散防止対策をやってからその中を浄化するというのは基本的なセオリーですから、そういうセオリーに則ってちゃんと実施計画にちゃんとして下さいというようなことを僕は言った方がいいん

じゃないかなと思います。基本的な考え方が違うんだということを、もうちょっとちゃんと言った方がいいかなと。ちょっと強い言い方ですけども、そういうふうに思っています。

古市会長： いかがでしょうか、今の意見に対して。

北沢室長： これから、うちに書き込んだ、岩手県側から地下水が流入してこない対策を講ずることを前提とするということを担保するために、岩手県側に同じような考え方に立って事業を進めていただけるように交渉はもちろん続けてまいります。

あと、向こうに、岩手県の方の計画に書いていただくようにというのは、これはなかなか岩手県の計画の中身について我々がどうのこうのという立場にはないので難しいのですが、ただ、うちの計画に書き込んでそれを前提にすることによって、要は国において、環境省において、これは国と計画の協議をして国の承認をいただかなければいけないわけですので、うちの計画がそういう前提で進めるということになっておれば、一方で岩手県の計画がそうでない計画であれば、これは齟齬を生じることになりますので、そういう齟齬を生じたまま国が承認するということは基本的にないものと考えていますので、うちの方でこうやって前提を書き込むことによってその辺は最終的にはしっかり整合性を取ったものにしてまいりたいと考えています。

古市会長： 石井委員が言いたいことは、そういう理念的なものとかお願いをしますというレベルのお話ではなくて、客観的な事実を踏まえて、お互いにこれに対してこういうふうにはしないといけないねという客観的な現状というか、汚染レベルだとか流入水のお話とか、そういうものを積み上げていく必要があると思うんですよね。その努力をしないと環境省にしても第三者的な方々の御理解も得られないと思うんですね。だから、その部分だと思うんです。「お願いします。」という選挙運動みたいにやっても仕方がないわけで、事実に基づいてやらなくてはいけないと思うんですね。

その辺、いかがでしょうか。

北沢室長： 今日の報告事項の方にも後で出てまいります、岩手県と合同で行った県境部の地下水の調査の結果が、まだ速報で全て出ていない部分があるのですが、ある程度出てまいりましたので、そういうものを基に共通の認識を持って対処しなければいけないということをすり合わせてまいりたいということで、事務レベルではそういう形で、追加の調査がまた必要になってくるかもしれませんが、そういう形で一つひとつ、積み上げて、納得していくように進めてまいり

たいと考えています。

古市会長： できるだけそういうふうにして、データをしっかり取っていかれることをお勧めしたいと思います。

他にいかがでしょうか。御意見とかコメントとか、感想でも結構ですけれども。佐々木委員、いかがでしょうか。

佐々木委員： 専門的な内容についてはあまりよく分かりませんが、これから議論される変更実施計画の（案）の中で、今、いろいろ議論されたようなことがどのような形でしっかり書き込まれるかについて、後で御提案を聞いた上でまた改めて考えたいと思っています。

古市会長： 分かりました、どうも。

他にいかがでしょうか。戸舘委員、恐縮ですが、すみません。

戸舘委員： 後で意見を述べようとしたんですけれども、今、石井委員さんとかからいろいろ話が出たんですけれども。この現場は、昭和 56 年に許可を受け、平成 11 年強制捜査が入り、12 年に産廃業者の法人が逮捕されたという事件でありまして、現場の土地は一体としてまず不法投棄されたと考えています。今後の地下水処理対策については、青森・岩手の協議を重ねて最良の方法で処理をしていただきたいのでありますし、できれば岩手側がどういう協議をしているかという話もありましたし、いずれ合同でやるということも一つあってもいいんじゃないかなとは思いますが、どうでしょうか。

古市会長： 昔、合同で検討したことは御存知ですね。両県、それぞれ独立した協議会をやられる前は合同した委員会があったんです。一応また分かれてやりましょうということで、今は分かれてやっているんですね。そういうことが必要かも分かりませんが、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。ございせんか。また変更実施計画（素案）が説明されますので、それとも併せながら、また思いつかれたら御質問を下さい。

では資料 1 の内容については了解をいただいたということにしたいと思いません。

それでは協議事項の 2 番目ですね、変更実施計画（素案）について御説明をよろしくをお願いします。

事務局： それでは資料 2-1、2-2、2-3 に基づきまして、変更実施計画（素案）

について御説明いたします。

前回の協議会におきまして変更実施計画に定める事業内容と事業計画（案）というのを御説明しております。その御承認をいただいたわけですが、今回はその御承認いただいた内容に基づいて変更実施計画（素案）というのを作っています。これは前回資料で御説明をした内容から必要な事項を転記しているという内容になっています。

資料 2-1 に基づいて、その素案の主な内容についてまず御説明いたします。課題の部分というのはこれまでも御説明してまいりましたけれども、廃棄物等の推計量が当初の計画量を大きく上回る、それと廃棄物等の撤去後も現場内には浄化が必要となる汚染された地下水が残ります。それによって産廃特措法の期限である平成 24 年度までに事業を終了できないということ、それから事業費が当初の計画時の事業費を大きく上回るという課題がございます。

これらの課題があって実施計画の変更が必要だということになったわけですが、その主な内容について下に記載しておりますので御説明いたします。

まずⅡの特定支障除去等事業の実施範囲、その下の特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等というのは実施計画の項目でございます。黄色い枠で囲んだ部分の内容が実施計画の変更（素案）に記載した内容の主な内容になっています。

まず、この 1 つ目のところですが、①当初計画時の推計、②平成 22 年度の再推計、③平成 24 年度の再推計の各項目におきまして廃棄物等の量を変更しています。それと廃棄物等の撤去後も現場内に汚染水が残ることを追加しています。まず、この 2 の①に基づいて一旦御説明をさせていただきます。

次にⅢの特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法、4 で汚染拡散防止対策というのがございます。これはどのように支障の除去をしていくのかという手法でございますけれども、まず汚染拡散防止対策については廃棄物等の撤去後も現場内に残る汚染水の浄化手法として、揚水井戸を設置して効率的に揚水することを追加しています。次に本県実施計画の前提として、岩手県が地下水の本県側への流入を防止する措置を講ずる必要があることを追加しています。次に汚染水の対策は、現場内の汚染水等が環境基準を達成し、基準に適合しなくなるおそれがないと認められる時に終了するというのを追加しています。

次に 5 の廃棄物等の撤去等です。廃棄物等の増加に伴い、撤去完了時期を平成 24 年度から平成 25 年度に変更しています。そして廃棄物等の撤去完了後、地盤安定化のための場内整備等を行うことを追加しています。

6 は事業実施期間及び事業費です。これらの対策に伴い平成 25 年度以降の事業計画を現行事業計画に追加したこと、それから 25 年度以降の事業費を現行の

事業費に追加したということです。

次に特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容、それから、これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容、これは責任追及の部分ですけれども、これらについては平成 19 年 3 月に実施計画を変更しておりますけれども、それ以降に原因者等に対して行った措置を追加しております。それと産廃特措法の規定に沿って構成を見直して、IV及びVを統合しております。

それでは新旧対照表に基づいて御説明してまいります。新旧対照表、A 4 横の資料 2-2 ですけれども、真ん中の下にページが書いてありますけれども、基本的に左側が現行の計画、右側が今日お諮りをする変更実施計画の素案となっています。素案の方も変更された点以外についても全て記載されておまして、変更する部分について下線を引いております。

今、2-1 で御説明をした主な内容の部分について、こちらの新旧対照表の方で記載内容について御説明をします。

まず 5 ページを御覧下さい。ここは特定支障除去等事業の実施範囲とされる部分でございます。2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等です。青森県が支障除去等事業で対象とする廃棄物、汚染土壌等の内容を記載しています。

まず(1)、アンダーラインを引いておりますけれども、当初計画策定時に推計した廃棄物等の量等となっております。これは右の説明の欄にもございますけれども、現行計画の記載、記述を(1)として整理しています。以下の内容については左側の現行計画の内容と同じです。電気探査、それからボーリング調査、それから分析の結果から平均断面法により算出した特定産業廃棄物量の内容が以下のとおり記載されています。ここは変更がありません。

この後に出てくる(2)、(3)で、平成 22 年度の見直しと平成 24 年度、今回の見直しが記載されています。

5 ページ、それから 6 ページ、それから 7 ページ、8 ページまでが現行実施計画の内容でございます。改めて(1)として整理したので、それに伴って項目の番号や記号の表示を変更しておりますけれども、内容は現行のままになっています。

そして 9 ページでございます。(2)の平成 22 年度に再推計した廃棄物等の量というのがございます。これが平成 22 年度に地山確認の結果、初めて再下面の状態が分かって、改めて推計した結果、廃棄物量が大きく増えましたという平成 22 年度の再推計の内容を記載しています。

①のところでは特定産業廃棄物量、830,400 m³、それから②では汚染土壌量として、現行計画では汚染土壌の量を見込んでいませんけれども、その時に初め

て 10,700 m³と見込んだということです。

(3) は平成 24 年度に再推計した廃棄物等の量ということで、今般行った推計量の見直し内容を追加しております。平成 23 年度までに実施した地山確認及び簡易ボーリング調査の結果に基づいて廃棄物等の量を再推計したという内容でございます。

これは資料 2-3 の 13 ページ、関係図表となっております。今回の見直しについてはこの 13 ページ、平成 22 年度の見直しの際の地山確認によるつぼ掘り等の分布の状況を 11 ページに記載しております。12 ページには地山確認による不法投棄断面図、これは概念図、イメージですけれども、地山を確認してみたところこのような状態であったという概念図を記載しています。13 ページが今回推計した地山確認、それから簡易ボーリング調査による推計となっております。この図を簡単に御説明しますと、左の図、現場の平面図ですけれども、緑色の部分というのが廃棄物の撤去が済んで地山確認が終わったエリアです。そして薄い水色の部分というのが廃棄物の撤去が済んで簡易ボーリング調査を実施した、簡易ボーリング調査で何をしたかという廃棄物があるエリアなんですけれども簡易ボーリング調査によって廃棄物の深さを測った、実際に掘ってみて、ボーリングしてみても。それ以外の肌色の部分というのが、まだ廃棄物がある調査を実施していないエリアということになります。廃棄物の量については地山確認をしたエリアから得られた知見に基づいて今後も廃棄物を撤去していないエリアも同様であろうということを予測して、仮定して残る廃棄物量を推計した。その結果、738,400 m³であったと。汚染土壌量につきましては、右の表の真ん中のところに汚染土壌量についてというのがございますけれども、これまで地山確認を実施してきた中で汚染土壌が出てきていますので、そういった傾向に基づいて今後どのくらい出てくるのかというのを予測した結果、一番下のところにありますように、57,500 m³という結果が出ましたので、これに基づいて、今回、素案に量を記載したということになります。

それではまた資料 2-2 に戻っていただいて、新旧対照表 9 ページですけれども、(3) の①特定産業廃棄物量は 738,400 m³となります。

それから次の 10 ページにまいりまして、その内、有害産業廃棄物量、特に有害な廃棄物ということで 672,197 m³。その他の廃棄物ということで 66,203 m³、そして②汚染土壌量が 57,500 m³となっています。そして最後に新たに加えておりますけれども、汚染水ということで、汚染水が周辺環境に拡散することによって農業用水源や水道水源が汚染される恐れがあります。これは当初からこの実施計画の内容ですけれども、これまでの環境モニタリング調査では周辺環境からは環境基準値を超える値は検出されていないが、現場内においてはモニタリング地点 10 ヶ所のうち 7 ヶ所において環境基準値の超過が確認されているた

め、汚染水が廃棄物等の撤去完了後も一定期間現場内に残ることが想定されています。これによって廃棄物の撤去完了後も水処理施設を稼働させることによって汚染水の浄化を行っていくと、後ほど出てまいりますけれども、その対策が必要になるということになります。

これは資料 2-3 関係図表の 14 ページに、御参考までに地下水の分布と賦存量の図を掲載しております。

地下水の量というのを平均断面法から求めておりまして約 290,000 m³と見込んでいます。標高の高いところ、水位の高いところ、低いところまでございませけれども、全体として約 290,000 m³あるであろうという予測をしております。

それではまた 2-1 の新旧対照表に戻っていただきます。次は、まず 11 ページを御覧いただいて、ここからがⅢで特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法ということで、どのように原状回復をしていくのかという手法を書いた部分でございます。この部分で変更しているのは 14 ページになります。(2) で長期的対策、平成 17 年度以降という部分でございますけれども、この部分で新たに廃棄物等の撤去完了後も現場内に残る汚染水については現場内に揚水井戸を設置し、積極的かつ効率的に揚水処理をすることにより浄化することとし、この浄化方法については 3 年程度経過後に中間評価を行い、必要に応じて見直すものとするということです。

これは現在行っている汚染拡散防止対策を継続していくわけですが、廃棄物の撤去完了後には効率的な揚水を行っていく、そしてその方法について中間評価を行い、必要に応じて見直すということです。その下については、県境部の地下水として、なお岩手県側現場から本県の現場へ流入する地下水については、岩手県が地下水の本県側への流入を防止する効果のある措置や汚染地下水の発生抑制、集排水及び処理等抜本的な措置を両県協議の上、直ちに講じることが本県実施計画の前提とするということを加えております。

次に 15 ページになります。真ん中ほどに(3)として汚染拡散防止対策の終了というのがございます。現場内に井戸を設置して揚水して、水処理施設で浄化するという汚染拡散防止対策の終了についてですが、汚染拡散防止対策は現場周辺地下水及び表流水ならびに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ、検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で終了するとします。

次に 5 の廃棄物等の除去等でございます。(1) の撤去計画の③の中で、撤去の時期を修正しています。撤去作業は平成 25 年度までに完了をすると変更しています。

そして 16 ページになります。(3) で廃棄物等撤去後の場内整備等として、廃棄物撤去完了後、場内は地盤安定化のため、整地、土砂流出防止、洗掘防止

対策のほか、側溝等による雨水排水対策を実施します。これを加えております。現場のつぼ掘りなどによって相当改変が加えられておりますので、そのままにしておくというのは防災上非常に危ないものですから、きちんと整地をして雨水対策を行うということを加えています。

そして17ページになります。6として事業の実施期間及び事業費でございます。事業計画として、今、御説明してまいりました汚染拡散防止対策、それから廃棄物等の撤去の内容を平成25年度実施するということですので、それらを表として加えています。地下水のモニタリング、それから事業内容のところで浸出水処理施設、それから浸出水処理施設等の解体撤去、それから廃棄物汚染土壌の撤去、それから仮設構築物の解体撤去、場内整備等と、事業の内容をこの事業計画に加えております。

そして次のページ、18ページになりますけれども事業費でございます。事業費については前回精査中ということで御説明しておりませんでしたけれども、今般、暫定ではございますけれども数字を算定しましたので、ここに加えております。それぞれ汚染拡散防止対策、廃棄物処理、モニタリング、水処理維持管理等がございまして、これらの総計で約480億円と見込んでおります。これは現行が434億円でございますので、約46億円の増加ということになります。

そしてちょっとページが飛びます。責任追及の部分のページを飛ばしまして、40ページを御覧下さい。VIのその他配慮すべき重要事項として、1として周辺的生活環境のモニタリング調査というのがございます。この(2)の調査内容の部分の①で水質モニタリングというのがございますけれども、この表の中を今般の見直しによりましてモニタリングポイントを追加しております。この内容で見ますと、左側の番号でいう9、10、11、12、13の部分について今回変更をしております。

これについては別添、資料2-3の33ページになります。IV-1水質モニタリング位置図というのがございます。IV-1は遮水壁の内側の部分のモニタリングポイントを書いています。今回、改めて設置したというものではないんですけれども、現行計画と変更されている部分について今回修正をしたということで、ア-37、38、39、40、41というのが下の9とありますけれども、この内容から変わっている部分となります。

次のページ、34ページは周辺部のモニタリングポイントを記載しています。下の9と書いている位置図と比べていただければ変更されるポイントがお分かりになると思います。このモニタリングについての内容は以上でございます。

事務局： 県境再生対策室で責任追及を担当している成田と申します。これから御説明いたします。座ったままで説明をさせていただきます。

先ほども御説明いたしましたとおり現行計画においては責任追及に関してIV特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及及びVこれまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容という2本立てで定めてございましたが、今回の変更にあたりまして現行の産廃特措法に基づく基本方針に沿って全体的な構成を見直してございます。その結果、IVとVを統合して、新たにIV特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容として1本化してございます。

19 ページ以降でございます。以下、新旧対照表に沿って御説明いたします。

まず19 ページでございます。ここの部分の基本的考え方、2(1)青森・岩手両県警による強制捜査着手までの措置については現行計画から転記したもので変更した部分はありません。

続きまして、20 ページでございます。ここで変更があった部分については、(2)三栄化学工業株式会社及び同社元代表取締役に対する措置命令等、ここの①ア三栄化学工業に対する措置命令に対する表を記載してございます。この表に新たに履行状況の欄を設け、それぞれの措置命令に対する三栄化学工業の履行状況について追加して記載してございます。

以下、代執行、代執行費用納付命令等についても、現行計画以後に納付命令を发出しておりますので、その发出状況について、21 ページに記載しております。平成15年度以降23年度に至るまでの各年度毎の納付命令及び納付状況について表として新たに追加してございます。

ウ代執行費用に係る滞納処分の執行状況でございます。主に3項目に分けて滞納処分を執行してございます。まずiでございます。不動産売掛債権の差押え、これは現行計画において既に差押えを行うために記載しておりましたところ、今般、23年度までにおいて債権額を全て回収したということで、新たに代執行費用、債権からの回収が完了したことを追加してございます。

iiでございます。県では八戸市所在の敷地を差し押さえてございます。これについて17年9月から24年6月までにかけて公売を実施したことを新たに追加してございます。

iii、これは前回計画変更以後に新設として行ったものでございます。三栄化学工業が田子町に所有しておりました事務所及び工場に対して売買の予約がされておりましたけれども、事務所及び工場を差押え、23年2月、売買代金400万円が納付されたということに伴いまして差押えを解除しております。これは前回計画以後の新たに行った措置として追加してございます。

22 ページでございます。②といたしまして、これは全くの新設項目でございます。三栄化学工業株式会社元代表取締役に対して平成23年3月31日、措置命令を行ってございます。不法投棄産業廃棄物の撤去等を命ずるものでござい

ます。これに対して不履行であったため一連の代執行費用納付命令を行い、滞納処分を執行してございます。その主なる内容といたしましては、ウでございます、代表取締役が田子町に有していた土地がでございます。これは現在、県が水処理施設用地として借り受けているものでございます。これについて差押えを行ったとともに他に代執行費用に充てることのできる財産がないか調査を行ったという部分でございます。

(3) については現行どおりでございます。

23 ページでございます。役員に対する責任追及の一環として、縣南衛生株式会社元代表取締役に対して措置命令、代執行費用納付命令を行ってございます。縣南衛生の代表取締役に対してはRDF 様物等の撤去を命じております。この役員に対しては代執行費用納付命令を行っておりますが、財産調査を行ったところ、今のところ差押え対象財産が判明していないという状況になってございます。以上の事項を追加してございます。

続きまして 24 ページになります。3 番目、特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じようとする措置の内容です。今回の計画変更以後にどのような措置を講ずるかというものを記載してございます。①の原因法人については現行の記載内容を若干修正を加えたほかは、内容についての変更はございません。②は新たに追加してございます。23 年 3 月に三栄化学工業の元代表取締役に対して措置命令を行ったということに伴いまして、以後の措置について記載しております。内容といたしましては、措置命令で命じた産業廃棄物の撤去分が完了するまで納付命令の続行をするということ、それから現在、県が水処理施設用地として借り受けている差押え不動産については、施設撤去に公売手続きに付すこと、それから引き続き財産調査を行い、差押え対象財産が判明した場合は滞納処分を執行するという点を新たに追加してございます。

(2) 縣南衛生株式会社元代表取締役に対して講じようとする措置の内容、これについても三栄化学工業の代表取締役と同様、納付命令を続行すること、それから差押え対象財産がないか引き続き調査を行うということを追加してございます。原因者に対する責任追及の関係は以上のような状況となっております。

4 排出事業者に対し講じた措置の内容ということでございます。24 ページ、25 ページ、26 ページ、27 ページまでは現行計画を転記したもので、内容について変更はございません。

28 ページでございます。新たに表を付してございます。これは今回の計画変更に至るまでの排出事業者、本県が調査担当しているのは約 5,900 社ほどございます。これについて廃棄物処理法違反の審査状況について、表として総括してございます。審査結果は個々に記載されているとおりでございます。

以降、28 ページの措置命令、29 ページの代執行費用納付命令については前回

計画から変更はございません。

最後の 30 ページでございます。排出事業者等からの自主撤去ということで、前回計画変更以後に新たに自主撤去があった案件につきまして、30 ページと 31 ページの表に追加するという形で整理してございます。

続きまして 32 ページでございます。これ、現行計画の V の部分でございますが、説明欄に小さく書いてございますけれども、現行計画の V に記載されている事項については今回の実施計画変更（素案）の 4 番において、その内容が規定されたということに伴いまして削除するというようにしております。

責任追及関係についての実施計画の変更については以上のおりとなっております。

事務局 : 実施計画の変更についての御説明は以上になります。

古市会長 : ありがとうございます。34 ページからのものは、いいんですね、これね。

いかがでしょうか、ちょっと 45 分ほど掛けて説明をしていただきましたので、ワットと一挙に説明をされたのでなかなか理解がすぐにはいきませんが、主に変更点を中心に御説明をいただきましたので、変更された内容で少し疑問点等がございましたら御質問をしていただきましたらと思っております。

いかがでございましょうか。これ、説明していただいた廃棄物量というのは、まだ変わる可能性もあるんですか。その辺、御説明をいただけますか。

北沢室長 : すいません、私の方から大切なことでございますので補足して説明をさせていただきます。

ただ今、説明をいたしました変更実施計画の主要な指標、例えば、廃棄物等の総量ですとか地下水の浄化関連の事業量、それから、これらに要する事業費などの取扱いについてでございますが、これらの推定の基礎となります廃棄物等の、例えば廃棄物等を撤去後の地山の確認の状況ですとか水質モニタリングの状況・情報等につきましては、事業の進展に伴いまして刻々と変化をするという性質のものでございます。一方で特措法の改正や国の基本方針、これがどうも予定より遅れておりました、国との協議が予定していたよりだいぶ遅くなりそうな感じになるということになりますと、これらの推計がだんだん陳腐化してくるおそれがございます。

それでは、いつの時点で数字を確定させるのかということを考えますと時期がないということにもなりかねませんが、現在工事の日程を勘案しますと 7 月下旬にある程度まとまった面積の地山確認をする予定がございまして、そこでその地山確認の状況を見ますと、また今まで推定をしていた前提がまた狂ってきて、

数字が変わるということが考えられますので、この 7 月下旬に地山確認をした時点で再度見直しをしたいと考えています。

地山確認の結果を踏まえて再推計したものをもって変更実施計画（案）を確定したいと考えております。

なお、再推計後の措置につきましては、もちろん、今日こういう形でお諮りをしておりますが動く可能性もございますので、協議会の皆様に何らかの形で御確認いただいた上で最終的な実施計画（案）として確定させていくと、そういった手続きは取りたいと思います。

先ほど、ちょっと会長の方からもありましたが、例えば、間に合えばその協議会を前倒しにしてまた再度諮った上で確定案にするとか、あるいは内容如何では持ち回りの協議会というんですかね、皆さんに数字だけをお示しして御了解をいただくような形を採るとか、いずれか会長と相談をした上で皆様にお示しをして最終案にしたいということで、そういうことで、まだ動くかもしれないということをお含み置き、御理解いただければと考えています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。これは 9 ページ、10 ページのところで、22 年度が 830,000 m³、これが 740,000 m³ぐらいになったわけですね。100,000 m³ほど減っているんですけれども。今回、地山確認されたらどういう傾向になりそうですか。

北沢室長： まだ具体的な数字が出てない中で、予断を持ってなかなか申し上げづらい部分もあるわけですが、敢えて申し上げれば、現時点では現れつつある地山の状況を見ている限りでは、少なくとも廃棄物や事業費が増える傾向は確認されておられません。これ以上は、ちょっと具体的な数字がないので、今、感触のような形で持っているということでございます。

ただ、これは実際、数字を確認しているわけではないので、予め御了解をいただければと思います。

古市会長： 分かりました。ありがとうございます。この辺の数値は、項目等、計上の仕方等も決まっていますので、調査結果が出たら置き換えるというお話ですね。

いかがでございましょうか。全般を通して御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

あと、そうですね、少なくとも 10 分くらいありますので、どうぞ御遠慮なく。

じゃあ、皆さん、考えていただくために何か質問しましょうか。

16 ページのところの（3）の廃棄物等撤去後の場内整備等で、場内は地盤安

定化のため、整地とか云々と書かれていますよね。これは後の植林とか、いろいろ考えられていますよね。だから、そういうものとの関係をどういうふうに書くのでしょうか。どうなるのでしょうかというのが1点目。

2点目は18ページのところでですが、事業費のところでは遮水壁等工事費が約26億ですね。これは県境のところでは遮水壁のないところに遮水壁を造る費用なのか、それとも撤去するためのものなのかとか、これは具体的にはどういうものなのでしょうかというのが2点目です。

ちょっと簡単にお答えできますか。

事務局： まず16ページの(3)の場内整備についての廃棄物撤去後の植林との関係でございませぬけれども、今、現場内の土壌を活用して、試験植樹を行っております。植林自体は現在の廃棄物撤去後の地山に植えると、そういうことを想定したモニタリングをしているわけですがけれども、この事業を終了するにあたって、これは防災の面でこういった対策が必要になるということで実施するわけですが、あくまでも植樹、森林整備はそれを踏まえた形、それを前提に森林域整備計画を策定、今後検討をしていくわけですがけれども、その検討の中でこういった場内整備等を踏まえた植林の計画を検討して策定していくということになりますので、これらを前提にした植栽計画になると思います。

古市会長： はい、分かりました。ありがとうございます。では18ページの方は。

事務局： 18ページの遮水壁等工事というのは、今後実施するものではなくて既に設置している遮水壁の工事に要した実績ということでここに計上しております。

古市会長： ああ、そういうことですか。46億円ほどアップしていますよね。ですから、遮水壁等の部分で新たに行ったものも見積もりではないんですね。そういうものは入っていないんですね。そうですか。でも、変更でその辺のところは一切、遮水壁等に関しては要求をしないということですか。

北沢室長： 新旧を逆にしておられるのかもしれませんが、遮水壁等の工事については逆にダウンしてございます。これは実際、当初予定したのと実績の解離でございませぬ。今後、遮水壁のきりかきとか最終的な仕上げ、手で加える部分がありますが、それにつきましてはその他の工事費の方に入っております。

古市会長： ああ、その他に入るんですか。例えば県境のところの、今、遮水壁がない部分について。

北沢室長： 県境の遮水壁をもし打つとした場合のことですか。

古市会長： まあ、どっちが払うか難しい。

北沢室長： これもちょっと難しい部分で、ここで申し上げづらいところがあるのですが、少なくとも当初遮水壁を打った際には岩手県さんの方で打っていただいているという形にはなっております。

古市会長： そうですか。この辺の数字も変わってくる可能性もあるんですね。その辺が協議計画で実施計画を出す前に決めていかなければいけないところですよ。

北沢室長： ただ、県境部のお話を除けば、基本的には遮水壁についてはこれから手を加えるのは、最終的に地下水を逃がすために事業が完了の時に地下水が逃げるようにするきりかけ工事だけになりますので、基本的にはこれでほぼ固まっているものと考えています。

古市会長： これは先ほどの1番目の協議事項でそのまま残すという方針でしたからね。分かりました。
いかがでしょうか、他の方。
石井委員、お願いします。

石井委員： 2点ありまして、1点は教えて欲しいということなんですけれども。図面集、関係図表の方の14ページの地下水の分布の賦存量（新）という資料なんですけれども。これは今の地下水位、最新の地下水位を用いて見積もられるべきものなんですけれども、本当にそういうふうになっているのかどうかちょっと分からなかったの。この図を見てもどれが地下水位の等高線なのか、不透水層の上面なのかちょっと分からないところもあるんですけれども。いつの、どの時点での地下水位のデータを使って、こうやって求めるしかないと思うんですけれども、求められたのかをちょっと教えて下さい。

事務局： 地下水位に関しましては、共同で地下水位を測定した際のデータを使っていますので、古いデータになっています。当時のデータをそのまま使わせていただいております。

図面そのものがちょっと見にくいのですが、塗り込んでいるものと線だけになっているものの2種類がございます。波線の部分が不透水層の上面の等高線

ということで。

石井委員： よーく見ると波線になっているということですね。

事務局： そうです、申し訳ございません、そういう状態でございます。地下水の等高線が実線の部分になります。

石井委員： 地下水の方は何か色に塗られて奥に隠れてしまって見えないところがあるんですね。

事務局： 遮水壁の外の部分が延長されて中に入って来るという形で、遮水壁の底の部分の実線で、それが中の方に延長して入って来るという形で見ていただければ助かります。

石井委員： 例えば難透水性地盤の標高というのも、当時の地質構造から求められたものと考えてよろしいんですか。それとも最新の情報が入っているのでしょうか。

事務局： 当時の地質構造と、それから遮水壁を打った時の実数もございまして、そちらを反映して作ったものでございます。

石井委員： できれば、できるだけ最新のデータでやられた方が、先ほどの北沢室長の話ですと廃棄物量は7月末時点のものでやるということであれば、地下水の関係のものも若干これから、まあ実施計画にどこまで書くかというのはあると思うんですけども、できるだけ最新のデータを集められてやられた方がいいというのが1点目です。

2点目は、県境の問題にこだわるようで申し訳ないんですけども、前提とするというふうに文章に書いてあるんですけども、図面に県境の地下水流れはこうなんですよとか、1,4-ジオキサン濃度がこうなっているんですよとか、何か前提と言っている割には実施計画のどこにもその前提なりを確信させるようなデータみたいなものはここには入っていない、事実として入っていないんですけども。そういったものは実施計画に、入るのか入らないのか僕は判断できないんですけども、そういったものは必要ないのかどうかというのを御検討いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

古市会長： 今おっしゃったのは、汚染状況を示すような客観的なデータの表示がないと。

石井委員：　そうですね、青森県の部分もさることながら、先ほどずっと話題になっている県境の話がありますよね。県境の話でこう入って来ないことが前提になるというのであれば、今、入ってきているんだと、今こういう状況なんだと、これを無くすことが前提なんですよと書いてあるわりにどこにもそういうデータが入っていないというのがちょっと不自然かなと思ったんです。

古市会長：　いかがでしょうか。

北沢室長：　今後またいろいろ補足の調査等をしなければ、なかなか具体的に書き込むことができないかもしれませんが、調査の中味をよく確認した上で、本文に載せるのか、あるいは資料という形で載せるのか、ちょっと本文に載せると重くなってしまう可能性があるので別紙という形で載せるのかは別として、何らかの形で示せるようなものがあれば載せることも国とも相談をした上で検討をしたいなと思います。

古市会長：　石井委員は、これをやるための前提条件は客観的に明確にすべきでしょうということなんですよね。ですから、そういう客観的な動議付けがないのにこういう計画を立てるということがちょっと不自然じゃないでしょうかという質問なんですよ。

石井委員：　先ほど、そういった両県で協議事項をできれば解決した方がいいのは決まっているんですけども、やはり国に上げながら、国に調整をある程度分かってもらおうと、そういった調整もお願いをしたいということであれば、やっぱり前提となるようなことはちゃんとここにしっかりと記載すべきかなと僕は思います。

北沢室長：　そうですね、これからまた報告事項で説明する県境の調査の結果にもジオキサンを検出状況等出ていますので、そういうものを踏まえて何らかの形で具体的に示すということを検討したいと思います。

古市会長：　じゃあ、この後の報告事項の地下水等の調査結果をこれに記載するというふう
に解釈をしていいんですか。

北沢室長：　それで十分かどうかはまたちょっとよく検討をしないといけないと思うのですが。

古市会長：　十分というのは何？

北沢室長： 資料として十分かどうかというのを、これから報告する結果が十分かどうかということを専門家の方の御意見を伺ってよく検討をした上で載せられるものであれば載せてまいりたいと考えてございます。

古市会長： いやいや、そういう議論をしちゃうとまた元に戻っちゃって前提条件がまた外れるという話になるんですよ。専門家とかのいろいろな議論を踏まえた上でそれを前提条件としてやりましょうと。だから、その前提条件の内容について客観的にデータを示しましょうと、先ほど私、1の協議で認めていただいたと思ったんです。

北沢室長： 分かりました。今、出ているデータだけで十分かどうかということはちょっと検討を要すると思いますが、基本的には調査をしているデータを基に具体的に示した上で必要性というのを書き込んでまいりたいと思います。

古市会長： いや、必要性はもう前提条件として書いているわけです、ここはね。ですから、そのデータについてより正確なものを、客観的なデータを示しましょうというふうにおっしゃるんだったら私も理解をするんだけどね。そういうことでよろしいですか。

北沢室長： そういう意味です。

古市会長： 分かりました。ありがとうございます。石井委員、よろしいですか。
これ、地下水、ちょっと10年以上前のデータだそうなんですけれども、これ耐水層、要するに地表から不透水層の間に地下水が溜まって耐水層、ここの厚さは大体3mくらいということで、11haでしたよね、確かね。大体30万ですからね。3mくらい溜まっているわけね。
今もそうですかね。

北沢室長： もちろん、現在は当然場内のキャッピングとかいろいろ抑えておりますので、廃棄物も無くなってきておりますので、地下水位は当然下がってきていると思います。当時の状況から算出しますと290,000 m³となっておりますが、もっと下がっていると思いますので、これから、もうさっそく、実は場内の撤去完了しているところをモニタリング井戸を掘る計画をしておりましたので、そういった調査でデータを補完していった最新のものに置き換えていきたいと思っております。底面の遮水のところについては、当初調査というのはほぼ今も間違い

なく正しいものと思っておりますが、これについてもボーリングのデータで補完して行って修正していきたいと思っております。

古市会長： 底面というのは難透水層。

事務局： そうです。

古市会長： それともう1つ、止水壁、特に県境のところの止水壁の鋼矢板、これ、不透水層に根入れをしていますけれども、これは確実に入っているんですよね。

事務局： はい、当時、打設した時にうちの方の技術的なメンバーも岩手県側の技術的なメンバーもすり合わせをしながらやっておりますので、地質を確認しながら確実に行われていると思っております。

古市会長： そうですか、何かね、真ん中辺のところが少し浮いているような気がしたんですけれどもね。いやいや、何で下まで、不透水層まで打ち込まないの？という印象があったんですけれどもね。本当に確認されていますか？確認された方が私はいいいと思うのは、地下水も入って来るし、勾配がきつい岩手側の方から。地下水が涵養されるし、もしくは汚染しているならば汚染水も入って来る可能性があるということですが、この確認は重要だと思いますけれどもね。

事務局： 近辺にも既存のモニタリング井戸がありますので、そちらの方のデータも精査しましてそちらの方は確認してまいります。

古市会長： 今、抜けている遮水壁を増設するというのもあるんですけれども、既設のものも本当に完全かというのは、やはりチェックされた方がいいですね。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。佐々木委員、ちょっとこれを見てから申し上げるとおっしゃっていただきましたので、お願いします。

佐々木委員： 意見というよりは質問なんですけれども、10ページの汚染水のところですが、「汚染水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある」と書いていますけれども、これは基本的には汚染水が拡散しないように壁を造っているわけですよね。あるいはそれを超えて、あるいは別のプロセスで周辺に汚染が拡散するという可能性があるということでしょうか。この記述になっているんだろうと思うのですが、それはどういったことなのか

というあたりを教えていただきたい。

古市会長： これ、本当、私も疑問なんだけれどもね。この記述の背景を説明して下さい。

事務局： この記述というのは、今、現に遮水壁が回っていて。

古市会長： これはおそれだけをおっしゃっているんですか。

事務局： そうです。当初の現場から想定されるおそれを敢えてまたここに書いたということです。

古市会長： でも下流側の遮水壁はもう完璧にされているわけですね。それから水処理施設の方に導水して処理しているわけですね。その原水は今、ジオキサンを見ると排水基準は満たしているわけですね。ですから、これ以外の危惧というのはどういふものがありますでしょうかというのが佐々木委員の御質問なんですけれども。

事務局： そうですね、これは当初のおそれであって、現在は拡散していませんので、ここにこのような記載をする必要はないのかもしれませんが、削除してもよいのかなど。

古市会長： いや、むしろ削除しないとおかしいことになる。

事務局： 削除します、拡散していませんので。

古市会長： 他にいかがでしょうか。

基本的には他に出るところがなく水処理施設に導かれるような汚染水ですよ、今の状況はね。今は原水が基準を満たしているわけですね。処理をして50%から80%除去率がありますけれどもね。だから、さらにその中で場内の地下水を浄化していくんだという必然性はどういうところにあるんでしょうかね。要するに出口で抑えていたらある程度処理できるわけですね。全般的に揚水していくことの意味ね、それはどういうところにあるんでしょう。

事務局： 現状、まだ地下水のデータがありませんので、あくまで現在検出されているジオキサンの平均的な濃度で、現場全体が平均的に分布するという仮定で最初計画しておりましたので、場内あちこちに井戸ということも考えておりますが、

これはもちろん、今、撤去が完了している部分にモニタリング井戸を設置してジオキサンの汚染の把握とかをしていきますので、その中で局所的なものであればまた全体のやり方というのは修正していかなければいけないと思っております。

古市会長： 後で地下水の調査結果のデータを見せていただいて議論をした方がいいと思うんですけども。今までかなり廃棄物が撤去されていますよね。ですから、むしろそういう廃棄物を撤去している最中の方がジオキサンが溶出して、要するに汚染処理水のジオキサン濃度が高くなっているはずなんですよ。今はかなり無くなっている状況ですよ。それで全部一番高いところの濃度で全部やってそれが出てきたと言ったら、水処理の方ではそういう技術がないですよ。だから、かなり過大な、まあ安全側で見られているような気がしてね、ある種、徹底的に現場の中を洗い流すというイメージがしたんですけどもね。いや、それは結構なことなんですけれど、やっぱり費用対効果がございましてね、その辺、どうなのかなと思ったんですけどもね。

北沢室長： 先ほど石井先生がおっしゃった調査ですね、地下水についてももうちょっと調査をした方がいいんじゃないかということとも重なるのですが、現在、分かっている範囲でということになりますと、なかなか中央部につきまして上の方と下の方は調査されているのですが中央部についてポイントがないと。これはゴミ撤去中なので前にあった井戸も取り払ってしまったという経緯もございまして、それから新しく設けるにしてもゴミを撤去し終わった後、落ち着いてからでないともう汚染の状況というのはよく分からないだろうと、あるいはキャッピングの必要もあってなかなかそういう作業も出来ないといういろんな事情がありまして、まだちょっと中央部には十分資料がございません。

こうした中で、一方で計画を作っていくとはいけないと、限られた時期に合わせて、定められた時期に合わせて作っていくといかないといふことで、どうしても安全側に見なくてはいけないといふことで全面的に仮の分布があった場合は、やはり下で受けていただけでは、この流れでスピードから考えて、全部上から下まで流れてくるのを浄化するのでは非常に時間が掛かるだろうといふことで中間でもやっぱり補足しながらやらなきゃいけないといふことで今の計画を立てておるといふことでございます。

ただし、うちの担当からも申し上げましたとおり、今後、これ全てをこういう形ですということではなくて、中のボーリング調査を進めていく中で、やはり必要があるところとないところというのは多分分かれてくるのかと思っておりますので、そういう状況を見極めながら実際施工する場所といふのを決めて、

その辺は効率良く進めてまいりたいと考えています。

古市会長： はい、その辺はモニタリングされて、さらに調査をされるわけですね。それはいつ頃データが出ますか。

北沢室長： 今、考えているのは8月の半ばくらいになるのかなと考えていますけれど。

古市会長： その結果は実施計画に反映されますね。

北沢室長： 何とか間に合わせたいなと思っております。

古市会長： 分かりました。

北沢室長： ただ、その追加の調査だけで全てが分かるというわけではないので、今後も当然施工をしていく中で見極めながらという作業が出てきますし、あと3年後、中間評価というのもございますので、そういう機会も合わせて常に見直すということはしてまいりたいと思っております。

古市会長： はい、分かりました。

それに関連しまして14ページの(2)長期的対策のところの下線を引いているところの、「なお」のところの2行目、「汚染地下水の発生抑制」となっていますよね、「岩手県が」というところの。何かこれは、どういう意味合いでしょうか、汚染地下水の発生抑制というのは。この辺も現場がよく調査をしないと分からないという意味で、かなり間接的に書かれているんだろうとは思いますがすけれどもね。

事務局： もちろん、汚染地下水の発生抑制といいますと汚染源の撤去もありますし、あと、やはりキャッピングにより地下水の涵養の抑制ということも当然あると思います。

古市会長： そうですね、向こう側の汚染源を取るという話もあるし、汚染水が流入することを予防するというところもあるわけですね。これはかなり広汎な意味合いで書かれているわけですね。

事務局： そうですね、元は、ここは岩手県の実施計画に書かれている書きぶりをそのままちょっと拝借しているところも若干あります。

古市会長：　そうですか、その内容については少し確認された方がいいと思いますね。言っていることが違う可能性がありますので。ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。大体、もうこの内容については御了解、今の時点で、冒頭部長、室長がおっしゃっていたように、まだ環境省の基本方針が変わってくる可能性もありますので、そういうものを踏まえて少しは修正が掛かる可能性もあるということですが。

いかがでしょうか、よろしいですか。今の時点ではこれで了解ということでしょうか。

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、次は3つ目の協議事項ですね、1,4-ジオキサンの排水基準追加に伴う浸出水処理、これについて御説明をよろしくお願いします。

事務局　：　それでは協議事項の一番最後になります1,4-ジオキサンの排水基準追加に伴う浸出水処理について、報告と協議をお願いいたします。

経緯でございます。1,4-ジオキサンについては、これまで協議会の中でいろいろ皆さんの話題に上って協議をいただいているところですが、今年の5月25日に水質汚濁防止法に規定されます有害物質として排水基準が0.5mg/リットルと定められました。この排水基準につきましては既存の特定施設について6ヶ月、もしくは1年後に適用されるということになっております。

2番目でございます。計画処理水質への追加です。浸出水処理施設は水質汚濁防止法に規定される特定施設ではありませんが、計画処理水質は同法に定める排水基準を基にしていることから、1,4-ジオキサンに係る排出基準が既存の特定施設に適用される6ヶ月後の平成24年11月25日から浸出水処理施設の水質項目に1,4-ジオキサンを追加し、その計画処理水質を0.5mg/リットルとします。また、この日からバイパス運転を判断する基準も、他の水質と同様に処理水で計画処理水質の50%、0.25mg/リットルとします。

なお、それまでの間は1,4-ジオキサン濃度0.5mg/リットルを浸出水処理施設の放流水の目標値として位置付け、これを超えないように管理することとしました。また、バイパス運転については、これまでの検査結果から得られました下表の「浸出水処理施設における1,4-ジオキサン濃度と除去率」に基づきまして、放流水の1,4-ジオキサン濃度を予測しながら、目標値を超えないよう管理して行うことといたしました。

3番目でございます。1,4-ジオキサンの処理状況でございます。1,4-ジオキサンは生物処理では除去されにくい物質であるとされていますが、浸出水処理施設においては生物処理工程で概ね平均で37%程度除去されている状況になって

おります。また、高度処理工程のUVオゾン及び活性炭処理で一定の処理が可能とされております。

なお、平成22年3月以降、浸出水処理施設におきまして1,4-ジオキサンの水質検査を実施しております、この結果で処理水につきましては全ての水質検査が排出基準を下回っている状況にあります。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。いかがでしょうか、この資料3につきまして御質問等、福士委員、いかがでしょうか。

福士委員： 質問ですが、下に表がございましてデータがありますが、この原水というのはどの原水？今、生物処理の原水？

事務局： 池から直接汲み上げている水です。

福士委員： それが原水ですよ。処理水と申しているのは、これは全体の処理施設からの処理水？

事務局： はい、そうです。

福士委員： そうしますと、生物処理で37.9%落ちているというのは、これはまた別の数字からはじき出しているのですか。

事務局： これ以外に3月に別のプラント、ジオキサンの濃度をプラントの中の特定の場所で何ヶ所か調べたところ、生物処理工程でほとんど落ちていると、この内容がほとんど生物処理で落ちているということが判明いたしまして、この部分が、要は水処理で落ちている部分というのはほとんど生物処理工程だろうということで記載しておりました。

福士委員： 分かりました。じゃあ37.9%と、そんな正確なのはちょっとないですよ。3割か4割くらいと。

古市会長： ただ単に算出平均されただけですよ。

他にいかがでしょうか。いずれにしてもジオキサンの場合は高度処理に持っていないとなかなか最後はいきませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に、よろしいですか。

じゃあ、これにつきましては了解ということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは残りの時間、報告事項が3件ございますので、この順番で御報告、最初は廃棄物の撤去実績について御説明をよろしくお願いします。

事務局：それでは資料4になります。廃棄物の撤去実績について、今回は6月22日現在の数字となっております。

今年度累計ですが、作業日数54日、台数3,976台、撤去実績としては47,592.28トンとなっております。全体の累計としては、その右側ですが939,450.4トンとなっております。

若干補足としてですが、右下のグラフになります。24年度、今年度と25年度、来年度の撤去の計画量について、前回暫定の量ということでお示しておりましたが、今回、24年度については160,000トン、25年度については118,900トンという形で整理しております。今年度160,000トンの計画量に対しては進捗率としては29.7%ということになっております。

それから、同じく前回、今年度は23年度の事業費を繰り越して事業を実施中ということでお話をしておりましたが、現在順調に消化しております、順次24年度分として契約を結ぶ、あるいは準備をしているということで、順調に作業を進めているところでございます。

以上でございます。

古市会長：ありがとうございました。いかがでございましょうか、この内容につきまして御質問、ございますでしょうか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員：24年度の撤去量の目標についてお聞きしますが、前回の42回の協議会の資料では223,000トン、それからその前、41回では24年度の目標が156,100トンと。今回を含めて3回、常に違う目標が出されているのですが、その辺のことを御説明いただければと思います。

事務局：撤去目標値ですが、当初150,000あるいは230,000という数字ですが、これは当然残りのところまでどれだけ撤去すれば終わるかというところがありましたので数値を設定しておりました。もちろん処理施設の能力、確保している能力を念頭に置いて設定しておりましたが、今回、やはり現場が終わりの方に近くなってきますと、例えば単純にバックフォードで1掻きすると撤去できるという状況ではありませんで、地山がもう出てくる状態、廃棄物が終わる状態に

なりますので、作業を慎重にやらないといけない状況になっていまして、効率良く廃棄物を撤去できる状況ではなくなってきております。そうしますと処理能力としては確保している能力としましては20数万トンありますが、実際に作業の効率を考えますと150,000トン、あるいは160,000トンというところに落ち着いていくかと考えて計画をしております。

残り、次年度につきましてはほぼ汚染土壌が主体になって掘削をして完了というふうを考えてこういう数値で計画を作っております。

古市会長： よろしゅうございますか。よろしいですか。

これはもちろん、あれですよ、最終廃棄物量の推計は若干7月下旬でまた変わるかもしれませんね。

事務局： そうですね、7月の下旬に行う地山の確認で、残りの量をまた精査して、それに伴って当然変更はあり得ると考えています。

古市会長： ありがとうございます。

よろしゅうございますか。では次にまいりたいと思います。それでは2番目の報告事項で、県境部地下水等調査について御説明をよろしくお願いします。

事務局： 環境再生計画担当の鷹幸と申します。

それでは県境部の地下水等調査について御説明いたします。資料の5を御覧下さい。資料は全部で9ページありまして、1ページから3ページ目までが説明資料、4ページ目以降に調査結果の詳細と各種図面を参考資料として添付しております。今回御報告しますのが、現場北部の県境沿いの井戸と湧水で1,4-ジオキサンが環境基準を超過して検出されていることに伴いまして、原因を確認するために青森・岩手両県で実施しました調査の結果についてです。調査は試掘調査と地下水の調査を行いました。

それでは1の試掘調査について御説明します。まずは現場北部の県境沿いに廃棄物がないかどうかの調査を行いました。平成24年6月6日に現場北部の県境沿いを9地点、約50cmの深さで掘削をしまして、廃棄物の有無を確認しました。

結果、調査を行ったいずれの地点からも廃棄物は確認されませんでした。

続いて、2の地下水調査についてです。地下水調査を行うにあたり、観測井戸の設置場所、深さなどについて専門家に意見を伺いました。その結果に基づいて、今回の調査では青森県側に2本、岩手県側に4本の計6本の井戸を新設することとしました。

新設した井戸の概要は（１）に記載のとおりです。新設した井戸の位置は次のページになりますが、２ページ目を御覧下さい。図の１が現場北部の県境部の観測井戸の位置図です。右側が岩手県側、左側が青森県側ですが、真ん中にある黒の点線が県境になります。赤い丸が青森県側に新設した井戸です。上からア－４０、ア－４１となります。緑の丸が岩手県側に新設した井戸です。県境沿いに３本、上から１－④－ア、１－⑤－ウ、２－⑥－イとなります。また、岩手県の現場Ａ地区の中央部に１本、こちらが２－③－シです。井戸はそれぞれ耐水層もしくは難透水性地盤の深さまでボーリングしております。青森県側は４月末まで、岩手県側は６月上旬までにそれぞれ井戸の設置を完了しております。

次に地下水の分析結果について御説明します。地下水の調査は先月、５月２８日、今月６月６日に行いました。６月６日の調査については、岩手県側の分析結果が確定しておらず速報値での御報告となりますが、今回の調査で岩手県側の地下水でも１・４・ジオキサンが環境基準を超える値で検出されました。

図１で黄色に着色したところの井戸が今回基準を超過した箇所です。まずは青森県側の井戸ですが、６月６日の調査ではこれまでと同様にア－２５－２で０.４９、H15－１で０.２４と、１・４・ジオキサンが環境基準を超える値で検出されました。検出された値はア－２５－２、H15－１ともほぼこれまでと同程度となっております。

一方、４月に新設した井戸ではア－４０が定量下限値以下、ア－４１で０.００８の１・４・ジオキサンが検出されておりますが、いずれも環境基準以下の値となっております。

次に岩手県側の井戸についてです。今回新設した井戸４本のうち２本の井戸からジオキサンが環境基準を超える値で検出されました。１つは岩手県現場Ａ地区の中央部にあります井戸２－③－シ、こちらが０.４０とほぼア－２５－２と同程度の値が検出されました。もう１つが県境沿いの１－⑤－ウ、こちらが０.０８１となっております。現在、これら基準を超過した地下水の関連性を確認するために、イオン分析結果を基にした解析を行っているところですが、これら調査結果から次のような考察を行いました。

次のページを御覧下さい。３考察です。まずは（１）これまでに分かっていることをまとめました。①の括弧の中に書いてございますが、青森・岩手両県の合同検討委員会、また岩手県の協議会、北海道大学、これは石井先生の調査になりますが、これらの既往の調査、検討結果から次のことが分かっております。

（１）の①、岩手県現場Ａ地区に地下水位の最高標高部があること、青森県側県境部北部の集水域が岩手県現場Ａ地区まで及んでいることです。さらに、

これらを参考にして専門家が行った地下水のシュミレーション結果から、地下水は岩手県側から青森県側に流入しているものと考えられます。

これに関係する資料を5ページから7ページに添付しておりますので、後ほどご参照下さい。

次に②です。②廃棄物の有無を確認するために岩手県が昨年12月に実施しましたA地区での試掘調査の時期に、本県側の井戸、ア-25-2の電気伝導率が上昇しており、岩手県側の作業が本県側の地下水に影響を及ぼしている可能性を示唆しています。

これをグラフで説明します。8ページ目を御覧下さい。電気伝導率については、3月の協議会でもお示しをしておりますが、改めてその他の物質も含めてまとめております。これは現場北部県境部の井戸ア-25とア-25-2についての過去1年間の水質の水位をグラフにまとめたものです。上から電気伝導率、塩化物イオン、1-4-ジオキサン、地下水位のグラフとなっております。青い線がア-25、茶色・小豆色の線がア-25-2を表しています。廃棄物の有無を確認するために岩手県が12月12日に実施した調査を境に電気伝導率と塩化物イオンが上昇傾向にあることが分かります。

3ページに戻ります。(2)の今回の調査で分かったことです。先ほど、水質分析の結果で御説明しましたように、①岩手県側現場A地区の井戸、1-⑤-ウ及び2-③-シの地下水に環境基準を超える1-4-ジオキサンが存在することが判明しました。②今回設置したモニタリング井戸の水位などから、岩手県側から青森県側へ地下水が流入しているものと考えられます。

以上のことから、今回、岩手県側で1-4-ジオキサンが環境基準を超過して検出された井戸1-⑤-ウ及び2-③-シは、これまで1-4-ジオキサンが環境基準を超過していた本県側井戸ア-25-2とH15-1の集水域に位置していることから、岩手県側にある1-4-ジオキサンを含む地下水が青森県側に流入しているものと考えられます。

これを図面で説明します。9ページを御覧下さい。上の図は現場北部の井戸の位置を表したものです。左下にピンクの字で推定集水域と書かれていまして、そのピンクの点線の部分が地下水の集水域です。図面の右側が岩手県、左側が青森県です。地下水位は右側の大きくAと書かれた方が高く、左側の青森県側が低いので、地下水はAの方から左側、青森県側に向かって流れているものと考えられます。青の丸が既存の井戸、赤い丸が今回新設した井戸です。これを見ると、岩手県側で1-4-ジオキサンが環境基準を超過して検出された井戸1-⑤-ウと2-③-シ、これらはこれまで1-4-ジオキサンが環境基準を超過していた本県側の井戸ア-25-2とH15-1の集水域に位置していますので、岩手県側にある1-4-ジオキサンを含む地下水が本県側に流入しているものと考えて

おります。

3ページに戻ります。4今後の対応です。今回までの調査で1-4-ジオキサンを含む地下水が岩手県側から本県側に流入しているものと考えられるため、現在解析中のイオン分析結果なども含めて専門家の意見を伺った上で岩手県に対し直ちに地下水の流入防止措置を講じるよう要請を行います。

以上で県境部の地下水調査の説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。いかがでしょうか、今回調査をしていただいて、これは1回限りですか。

事務局： 水質の分析は5月、6月ですが、来月も水質の分析は同じく予定しております。

古市会長： 観測井のスリットはどういうふうにできているんですか。どの辺の深さの、上から下までスーッと入ってくるのか、それともある深さのところだけの水が入ってくるようになっているのか。これはどういうふうになっていますか。青森側と岩手県側ね、それぞれ。

要するに、どこの高さの地下水を採って測っているんでしょうかということですが、各モニタリング井戸の。

事務局： ボーリングを行いまして、耐水層が確認されたところまで掘り下げて井戸の底面部を決めております。スリットはその耐水層の全般に入れております。

古市会長： そうすると耐水層全体の地下水が入っているということになるね、混合した濃度になっているわけですね。

はい、この経過について、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 分からないことなので、8ページの電気伝導率が上がっていくというのは、これはどういう現象なのか教えて下さい。

事務局： この電気伝導率が上がる原因は、主に下のグラフの塩化物イオンに影響していますが、廃棄物全般、汚れたものが多いとこの塩化物イオンと電気伝導率が高く出る傾向にありますので、物質は分かりませんが何かしらの汚染されたものが徐々に増えてきているということを示したグラフになっております。

宇藤委員： 棒グラフにしてもらうととても見やすくて私はいいと思いました。ありがとうございます。

古市会長： アー25 が出ていないんだね。じゃあ石井委員、どうぞ。

石井委員： ちょっと確認ですけれども、一番最後のページの9ページ、2つありまして、1つは上の図について、推定集水域というのはどういう意味なんですか。

事務局： 推定集水域は、これが岩手県さんの協議会で使っていたものですが、3ページの考察の(1)のところの①の細かい字で書いている括弧書きの部分ですが、岩手県の第24回の協議会の際の協議会の資料を基にしているんですけれども、その際に平成19年3月にボーリングの調査を岩手県さんが実施して、地下水の解析を行った際に、県境部の集水範囲を図面にまとめているんですけれども、その時の図面を落とし込んだものでございます。

石井委員： 岩手県さんが作ったもの。あの、どういう意味で引かれているんですか、この線は。意味というか、物理的な意味と言いますか、ここに降ってきた雨が、例えば2-③ーシに降ってきた雨が赤い点線で囲まれている推定集水域の方に流れるとか、そういう意味なんですか。どういう意味なんですか。

事務局： 概ねそういう意味なんですけれど。岩手県さんの当時の前の図面を見ますと、旧地形図をベースにした集水域のような意味合いで線を引いたもののようにです。

石井委員： どうしてこれを引く必要があるんですか。

事務局： 今回はどういう形になっているか現在はまだ判明はしてないんですけれども、概ねこういう形で流れてきているだろうという想定のものとして線が入っている状態でございます。

古市会長： これは遮水壁が1-25の下ぐらいまで入っているんですよね。遮水壁がない部分からが流入している集水域ね、そういう意味ね。

石井委員： 僕が思ったのは、例えば2-⑥ーイという井戸がありますよね。それからアー25との間に線が引かれているんですけれどもね、こうやって引いちゃうとアー25も一応0.033mg/リッターのジオキサンが出ているんですよね。2-⑥ーイも基準以下だけでも0.039という値が出ているんですよね。こうやって線を引いちゃうと、この2つの井戸の関連性を切ってしまうことになりはしないかと。

だから、むげに集水域を書くよりは、ちゃんと地下水を書いて、こういう地下水の流れがあるということであるならばそのぐらいの図でもいいのかなど。この推定集水域を書く意味がちょっと分からなかったものですから。

北沢室長： もうちょっと厳密にというか、元の図面を見ていただきますと、資料2の方です、ページでいくと6ページでございます。これが元になっておりまして、この図面を9ページの図と対応しますと、これを横に見ていただくと9ページの図と大体同じ形になるんですが。この6ページでいきますと左下のところ、この緑色の線、これが9ページの赤線の部分に重なるということになります。

要は、この点線のところが分水嶺になりまして、その内側に水が流れると、そういう形になるわけですが。

石井先生が御指摘のアー25の方も、9ページで書かれているその分水嶺集水域からいきますと外れていますけれど、隣の方にもまた違う集水域がございますので、アー25については隣の集水域の範囲ということになります、この図面でいくと。

石井委員： これはね、岩手県さんがどういう根拠で引いたのか分かりませんが、岩手県さんが引いたから、はい、そうですかというふうに言ってしまうと、逆に言うとアー25の汚染源は別にあるというふうにもなっちゃいますよね。別の水だと言ってしまうと。

ですから、それが本当にそうであればそうなのかもしれませんが、僕は、先ほどの岩手県さんの引いた集水域の線の引き方がよく分からないので、ちょっと納得しないなというのが正直なところですね。

北沢室長： なるほど、それは調査の仕方をどうしているのかという問題は確かにあろうかと思えます。6ページの方をもう一度解説しますと、この緑色の線でなくて紫色の線が6ページは引かれておりますが、これが合同調査委員会の時に出ていた集水域、分水嶺になりますので、これをまた岩手県さんの方で見直ししたものが緑色ということで、とりあえず岩手県さんの調査を尊重した形でこういう形で出しましたが、その前の合同検討委員会の紫色の線でも一応集水域はうちの方で出ている井戸の集水域というのは岩手県の方から来ているということにはなっております。

事務局： 若干補足させていただきます。ページの5のところ14年度当時の合同検討委員会で明らかにされています地下水位の等高線図がございます。ちょっと見づらいたのですが、青というか紫色で書いているのが等高線図になります。この地

下水の等高線図に従いまして、一番高いところ、460 と書いてありますが、岩手県の現場のA地区になります。ここから低い方に当然水の流れが概ねあるということが明らかになっています。

集水域につきましては、もちろん岩手県さんが独自に解析を行って引いたのが最後のページのピンクのラインになりますが、うちの方ではまだそこまで集水域をはっきりと調査はしておりませんので、あくまでこれは岩手県さんが描いたラインです。

ただ、岩手県さんが描いたラインでも基本的には2-③-シとある井戸、あるいは1-⑤-ウというのは青森県側の井戸の方に影響を及ぼしているというのは岩手県さんの資料でも明かですし、あとア-25、あるいはH15-2という井戸の方については岩手県さんが作られた資料では推定集水域から外れてはいませんが、これはあくまで岩手県さんの一つの解釈ですので、基本になるのはあくまで資料1、5ページの地下水位の等高線図になるかと思います。

これからいきますと、やはり地下水位の高いところ、460のところから全般的に青森県現場、西あるいは南西方向、あるいは南方向に流れがあるというのは明かであるとは考えております。

ですから、最後のページに岩手県さんの資料をそのまま使ってというのは若干不適切なところがあるかもしれません。

石井委員： じゃあ2点目。同じ9ページ目の下の図の断面図のところ、ちょっと確認されたらいいと思うんですけども、2-③-シ、一番濃度が濃く0.40というところで一番高いところと思われているんですけども、地下水位が低く見えませよ、現状の地下水位がね。それが実際、2-③-シから1-⑤-ウに高くなってH15-1にまた低くなっていくような線になっているので、この辺、先ほど言われた集水域の考え方からすると2-③-シの方からずっと青森県側に流れているとするならば、この下の断面図の地下水のデータは確認された方がいいのかなと思いました。

古市会長： ごめんなさい、何ですって

石井委員： 2-③-シの地下水位は低いですよ。一番高いところに。

事務局： これ、まだ井戸のデータ、これは掘削時のデータでまだ調査時の井戸の水位のデータをいただいております。この資料にはまだ反映されておられません。この後、岩手県さんから正式なデータが届き次第、それも含めて確認、検討をいたします。

ただ、ここの断面図で黄色い地層があるかと思えます。ここが基本的に、凡例のところを見ていただきますと分かるように、砂主体の降下火砕物となっておりまして、この地層の中では一番水が通りやすいところになっておりますので、基本的にこの黄色い層を基本に耐水層が走っていると考えております。

現場、こういうふうに2つ地層がありますので、これが実際、耐水層が2層に分かれているのか、あるいは1層だけなのかも含めて今後調査、あるいは検討はしていかないといけないと思っております。

石井委員： じゃあ1-⑤-Uが逆に高いのかも分からないんだ。

事務局： そうですね、ただ、概ね耐水層と思われる黄色い地層のラインというのは、一番右側にも③-Sから青森県側A-40、41に向かって傾いているということは明らかだとは思っております。

古市会長： この9ページのところ、H15-1のところ凝灰角礫岩のところに地下水があるんですか。

事務局： そうですね、9ページの下。

古市会長： 何かおかしいね、これ。一般的に不透水層とされているところでしょう、ここは。A-41もそうだけれども。

事務局： ただ、この緑色の地層の書き方にもよるかと思うんですが、やはり凝灰角礫岩でも上層1m程度は、若干水が通りやすい層になっていると考えておりますので、そこに水位があるのかもしれませんが。これは確認しないといけないと思っております。どういう意味で凝灰角礫岩、風化帯を含むのか含まないのか、ちょっと書き方もあると思しますので。そこはやはり。

古市会長： これはA-41とH15-1の地下水位、おかしいよ、これ、絶対。上に風化層があったとしても。だって、下までそれが来てないんでしょ、これ。そこに地下水が溜まっているんでしょ。

事務局： そうです、はい。

古市会長： いやあ、おかしいな。いずれにしても、この一番高濃度のところが、地下水位が低いというのは、ちょっとよく分らん部分だね。

だから、もう少し9ページのところのこういうモニタリング井戸と地下水コンターを重ねたやつと濃度を書いたやつを、もう少し詳しく見てみられた方がいいね。

いずれにしても、先ほどの議論でした5ページのところで、元の10年くらい前の水位コンターを見ても、高濃度の方に流れるね、やっぱりア-25-2とか1-⑤-ウとか、こっち方向の方が地下水位のコンターが密ですから勾配が急なんです。だからこっちの方向に流れるというのは間違いないね。だから高濃度になっていますよね。

もっと下流に行った時に、少しも出ないのはなぜかなと気になるところはあるんですけどもね。

いずれにしても、岩手側のところで高濃度の2点があるということ自身が、やはり汚染源である可能性が高いと思いますけれどもね。

石井委員、よろしいですか。もう少しデータの採り方とか、もっと総合的にデータを付き合わせてみた方がいいかなという気がします。

北沢室長： 先ほども申し上げましたが、ここの結果の解析についてもうちよつと様子を見て専門家の意見を伺った上でと申し上げたのはこういうこともあるということで、その辺は、今まだ出てきていない水位ですとかイオンの分析結果等これから出てきますので、そういうものを見た上で専門家の皆さんの御意見を伺って考えてまいりたいと思います。

古市会長： 分かりました。ありがとうございました。

榎本委員、お願いします。

榎本委員： 9ページですけども、A地区は岩手県の方で産廃を全部撤去した場所なんですか、それともそのままの場所なんですか。

事務局： A地区は岩手県では一番早い段階に撤去を完了したと言っているところになります。

榎本委員： いわゆる客土をして。

事務局： 撤去後をキャッピングしてやっている地区だったと思っていましたが。

榎本委員： そうすると、実はこれにも関連するのですが、岩手県の変更計画みたいなもので、これについてどういう考え方で出しているかというのを、もし分かっている

たら。岩手県全体の変更計画、本当にポイントだけ分かればこれについての対応の仕方、考え方が分かるのですが。

事務局： 岩手県さんとは月1の打合せとかを含めていろいろ情報のやり取りをしているのですが、まだ具体的にどういうふうに変えていくとか、どういった対策をするかというところまでは、まだ検討中ということではっきりしたものを聞いておりません。ですから、このA地区、撤去を完了したということになっていますが、じゃあ具体的にこの出てきているジオキサン、今速報で出てきたばかりですので、岩手県さんもこれからこのところをどうするかと検討をしていくことになるかと思しますので、まだ、それが岩手県さんの変更計画にどういうふうに反映されるかというところまでは把握しておりません。多分、これから検討されるんだとは思っております。

古市会長： 環境新聞の最新の号に、岩手県ではジオキサンの除去、処理がすぐにはできないので、5年間延長をしたいという希望が出ていますので、かなりその辺のところは検討されていると思いますけれどもね。

北沢室長： 5年延長されるという話は我々も伺っております、ただ先方の協議会では5年延長されるということだけで、その中身等については具体的な説明がなされていまして、我々もお聞きできていないと。

古市会長： 多分その中身が大事だと思うんですね。ジオキサンの処理として水処理だけをすればいいという話ではなしに、なぜジオキサンが出てきたかという、今の榎本さんの質問にも関係するんですけれども、撤去したと言うけれども、その時はジオキサンは対象になってなかったですね。その辺の経緯を少し見られた方がいいのではないかなという御質問だと思うんですけれどもね。
どうぞ。

榎本委員： これはおそらく県の方々からすれば非常識だとは思いますが、私の個人的な話ですが。今のこの9ページの図面で見ても、おそらく現在もA地区から入ってきているというのが想定されますよね。

で、なぜこれに遮水壁をするのかというのが私の疑問なんです。入ってきたら入ってきたでこちらで処理をしたらいんじゃないかと、岩手県から負担金をもらって、ぐらいの発想です。ここでわざわざ金を掛けて、岩手県の水を止めて、それでその水がどこに流れるかというところどこかに出るしかない、止まるわけではないですから。

ですから、私が前から言っているのは、県境ではなくて県を超えてこちらでもいいのだったら、今も流れている状態に対応できるようなことが、まあ常識的ではないと思っていますよ、でもそのくらいの発想をしていかないとここはうまくいかないのかなと私は思います。

古市会長： いろいろ御意見はあるかと思えますけれども、多様な意見を御検討いただければと思います。

他にいかがでございましょうか。

佐々木委員、何かおっしゃりたそうな雰囲気なんです。ございませんか、よろしいですか。

じゃあ、よろしいですかね。じゃあ時間も4時を過ぎましたので、これにつきましては一応議論をしたということで、次、最後の試験植樹モニタリング調査結果について、端的に御説明をお願いいただけますでしょうか。

事務局： 資料6に基づきまして植樹のモニタリング調査結果を御報告いたします。

今回、モニタリングとしては4回目になりますけれども、A4縦の表を添付しておりますけれども、こういう形で、写真が付いていますけれども試験地ごとに、それから苗木ごとに生育状況を調査しています。それをまとめたのが資料6と書いたA4横の資料になります。

モニタリングは土質とか施肥、水はけ、植栽の時期によって生育の差が出て来るのかどうかというのをポイントにモニタリングをしております、それをまとめたものが、次のページになります。

平成22年秋植え、平成23年春植え、秋植えと、試験地は全部で8つありますけれども、これを表側の土質、水はけ、施肥、植栽時期で評価したものがこの表になります。

土質については、火山灰質ローム層、ローム軽石、ローム単独というのがありますけれども、平成23年春の試験地では火山灰質ローム層での生育が非常に良いということで、土質による生育の差が現時点では認められ、水はけについても、23年春の試験地が非常に良いと。施肥については、現時点では施肥の有無による有為な差は認められません。植栽時期についても、23年春植えが非常に良いと、現時点ではこのような評価になっておりますけれども、一番最初に植えた平成22年秋の苗木もそれなりに生育しております、最終的にどのような評価になるのかは今後のモニタリングによりまして、現時点ではこのような状況になっております。以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。何か御質問等ございますでしょうか。宇藤

さんいいですが。ありがとうございました。

以上で報告事項は終わりたいと思います。

次のその他事項につきまして、次の協議会の開催日時等につきまして御説明
よろしくをお願いします。

事務局 : 資料7に基づきまして、第44回協議会の開催日時及び開催場所についてご
案内申し上げます。

開催日時につきましては、平成24年9月29日の午前10時30分から
12時15分まで、ユートリーの方で開催したいと考えております。続きまし
て12時45分から16時30分まで県境不法投棄現場で現場視察を開催した
いと考えております。

なお、開催日時等につきましては、先程来お話がございましたとおり、今後
出される産廃特措法に基づく基本方針の内容や、地山確認の結果等次第によっ
ては、開催日の前倒し等の変更の可能性がありますので、予めお含み置きくだ
さるようお願い申し上げます。

いずれにしましても、委員の皆様には事前に御連絡申し上げますのでよろし
くお願いします。以上です。

古市会長 : ありがとうございました。今御説明いただいたように、特措法が改正や基本
方針の内容によって日程が変わってくる可能性がありますので、その点を踏ま
えながら、実施計画に委員の皆様のお意見が反映できる形で行って参りたいと
思いますので、またよろしくをお願いします。

では、マイクを事務局にお返しします。

事務局 : それでは長時間にわたりまして、古市会長には議事進行を、委員の皆様には
熱心な御協議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第43回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会
します。大変お疲れ様でした。